

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要

I 一般財源総額及び地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）

(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	令和6年度	令和5年度	増減額
一般財源（地方税＋地方交付税等）※	62兆7,180億円	62兆1,635億円	＋5,545億円
うち地方交付税	18兆6,671億円	18兆3,611億円	＋3,060億円
臨時財政対策債	4,544億円	9,946億円	▲5,402億円

※ 水準超経費を除く交付団体ベース
水準超経費を含めた一般財源総額は65兆6,980億円（令和5年度：65兆535億円、増減額：＋6,445億円）

- 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.5兆円抑制

(2) 普通交付税の算定内容の改正

- 基準財政需要額に測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設し、こども・子育て関連の財政需要を算定
- 令和6年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

(3) 定額減税減収補填特例交付金の創設

- 定額減税による個人住民税の減収(0.9兆円)を補填するため、「定額減税減収補填特例交付金」を創設

【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を904億円確保

※ 令和6年度に確保する額 : 611億円
令和5年度に確保した額のうち令和6年度活用分 : 293億円

【地方交付税法】

施行期日 令和6年4月1日